



## タイ国 法律改訂情報 Vol. 61 (2016年1月21日発行)

みなさま、こんにちは。2016年最初のタイ国法律改定情報は「**事故を起こした運転手の労働災害補償金の受給権利**」をお送り致します。昨年8月より泰日経済技術振興協会（以下TPA）にて労働関連法の講師をしております。その関係でTPAが発行するタイ語のニュースレターを読む機会がありました。日本語のニュースレターには掲載されていない記事で皆様が興味がありそうな記事がありましたので、今回、記事として取り上げた次第です。

### 事故を起こした運転手の労働災害補償金の受給権利

**労働災害補償金法**とは、従業員が勤務中に負傷や傷病を被ったり死亡した場合に、雇用者の従業員もしくはその被扶養者に対する金銭の支給を定めた従業員もしくはその被扶養者を保護する法律である。また、補償基金の設置も規定しており、雇用者は、雇用者に代わって従業員もしくはその被扶養者に対する補償金の支払いを担保するため、補償基金に負担金を支払わなければならない。補償基金は、従業員を1名以上有する雇用者に対して適用される。補償金は、従業員が勤務中に負傷や傷病を被ったり損失を受けた場合に、従業員もしくは法律で定める権利人に支払われる金銭である。すなわち、

- (1) 賃金の喪失、身体の喪失、業務遂行能力の喪失、扶養力の欠如に繋がる生命の喪失に対する補償金
- (2) 治療費及び負傷した身体の代替として使用したり代替機能を持っていたり、或いはそのような身体を支援する装置、道具、物質に関する費用
- (3) 職場での業務遂行能力のリハビリ費用
- (4) 従業員の宗教もしくは地域の伝統に則った葬儀費用

といった費用である。

従業員が負傷や傷病を被ったり損失を受けた場合、雇用者は補償金を支払う義務がある。従業員もしくは法律に基づく権利者は、補償金を受け取る権利を有する。負傷は、雇用者のための業務遂行や雇用者の指示に基づく業務あるいは雇用者の利益保全に起因するものでなければならない。一方、傷病とは、業務の性質や業務形態により生じた病気あるいは業務遂行により生じた病気

を意味する。損失とは、勤務中や指示に基づく作業中に従業員がいなくなることで、勤務中や雇用者の指示に基づく作業中に生じた負傷を体験したことで死亡に至ったと信じるに足る事態もしくは陸路、空路、水路で業務遂行のために車両で移動中に生じた負傷を体験したことで車両が負傷を被り従業員が死亡に至ったと信じるに足る事態とする。期間は事態発生日から120日とする。但し、従業員が酩酊物質やその他中毒物質を摂取し意識を保つことができない場合や、従業員が自ら負傷を体験したり他人を使い自分が負傷を体験することを容認したことが原因で従業員が負傷したり傷病を被ったりした場合、雇用者は補償金を支払う必要はない。

**今回の論点は次の通りである。**物品の運送を行う運転手が一人おり、業務として物品を運送している。ただ、不注意から1979年道路交通法違反である法定速度を超えた運転をした。また雇用者の指示に対する違反でもあるスピード違反を犯した。車は逆さに横転し300,000パーツの損害を被った。従業員は、片足を失う怪我を負った。よって、雇用者は「片足喪失による業務遂行能力の欠如」を理由として解雇した。従業員は、片足喪失という怪我による**労働災害補償金の受給**及び解雇による解雇補償金受給の権利があるか否かが論点である。

最高裁判所の回答は、従業員が業務遂行のため運転中に片足喪失という怪我をしたのは、勤務中に業務遂行により従業員が身体に負傷した場合となり、1994年労働災害補償金法第5条で定める通り、従業員が「負傷した」とみなされる。雇用者は、法律で定める金額に基づき労働災害補償金を従業員に支給しなければならない。但し、従業員が酩酊物質やその他中毒物質を摂取し意識を保つことができない場合や、従業員が自ら負傷したり、他人を使い自分が負傷することを容認した場合は、この限りではない。よって、法律違反の運転をしたり、不注意だったにせよ、雇用者の指示に対する違反であったにせよ、雇用者の車両を破損させたにせよ、**上述の条文のいずれかに基づく例外事項ではない。従業員は、補償金を受け取る権利を有する。**解雇について、雇用者は運転に関する違反には言及しておらず、「片足喪失による業務遂行能力の欠如」を解雇理由として言及している。そのような事態は、1998年労働保護法第119条で定められた雇用者が補償金を支払う必要がない過失や必要がないケースに該当しない。よって、この従業員は、雇用者から補償金を受け取る権利を有する(最高裁判決6462/2534号)

**【概要】** 従業員の不注意もしくは雇用者の指示に対する違反により事故を起こし怪我をした時に労働災害補償金を受け取る権利がないのは、従業員が酩酊物質やその他中毒物質を摂取し意識を保つことができない場合や、従業員が自ら負傷を体験した場合である。このケースは、例外事項に該当せず、不注意の行為もしくは法定速度を超えた運転を禁止した雇用者の指示に対する違反に過ぎない。事故が起きた場合、雇用者は従業員に労働災害補償金を支払わなければならない。また、片足喪失による運転業務遂行能力の欠如を理由とした解雇については、例えそれが理由で

解雇されたとしても、雇用者が解雇補償金を支払う必要がない過失やケースにも該当しないため、従業員は、解雇補償金を受け取る権利を有する。

執筆者: Pornthep Taweekarn (HR Director, Charoen Pokphand Foods PCL.)

引用元原文: [http://www.tpa.or.th/tpanews/upload/mag\\_content/100/ContentFile2018.pdf](http://www.tpa.or.th/tpanews/upload/mag_content/100/ContentFile2018.pdf)

引用元: TPA News (2015 年 10 月号・タイ語版)

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。

今回は、2016 年 2 月 18 日(木) です

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

法律本: 新刊発行のお知らせ

来る 2 月 5 日 “労働判例集 1・130 選” を発行致します。

解雇など 14 ケースの労働訴訟をまとめました。

発行の折には再度ご案内申し上げます。

【休業日のお知らせ】

明日、1 月 22 日 (金) 社員研修のため休業致します。

ご迷惑をお掛け致します。

【タイ国法律改定情報・発行元】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験10年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

\*詳細につきましてはご相談ください。

## ★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで **1,500THB** です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は1案件 5,000THB～となっております。

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>